

中野区教育委員会会議録 平成20年第2回臨時会

○開会日 平成20年2月22日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時00分

○閉 会 午前10時16分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	飛鳥馬 健 次

○議事日程

日程第1	第12号議案	中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規制の一部を改正する規則
日程第2	第13号議案	中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

会議録署名委員は、飛鳥馬委員をお願いいたします。

議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第12号議案「中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第12号議案「中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正等に伴いまして、関係規定の整備をする必要があることから、今回提案するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。地域手当の支給の割合ですが、これまで規定しておりました100分の13を100分の14.5に改正するというものでございます。

ちょっと補足してご説明申し上げたいと思いますが、前回の2月1日に、幼稚園教育職員の給与条例の改正をいただきました。その際、本体の給料額の改正を行ったわけですが、今年度の人事委員会勧告によりまして、給料の総額そのものは変えないで、今回この地域手当を従来の13%から14.5%、1.5%引き上げるわけですが、それに相当する分については、給料の本体の月額を減額するということになってございます。前回の条例改正のときには、この給料の本体の月額の改正をいただきましたけれども、その条例の中に、地域手当につきましては、その具体的な支給等につきましては規則で定めるということになってございます。したがって、今回、条例の改正に伴いまして、給料本体の引き下げに相当する分の地域手当の引き上げ1.5%分でございますが、こちらのほうの改正をお願いするというものでございます。

これにつきましては、3月の支給からその適用を行いますので、3月1日からの施行ということで附則で定めさせていただいています。

以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

高木委員

確認なのですが、結局、給与の総支給額は変わらないと。既にもう本給分は減額をしていると。ですから、これを通さないとダウンしてしまうということですね。

あともう1点。もう2月1日の記憶がないのですが、施行日も同じ日に施行するような形の改正になっているのでしょうか。

教育経営担当課長

まず、前段の件ですが、そのとおりでございます。給与は、既に条例によりまして改正をいただいたところでございます。今年度の人事委員会勧告につきましては、総額はそのまま維持するけれども、その中身といいますか、地域手当を1.5%引き上げる、それに相当する分を本給の月額のほうで減額するというところでございますので、今高木委員がおっしゃったとおりということになります。

それから、施行日でございますが、これはやはり同じ施行日ということで3月1日、3月分からの適用ということになります。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のために申し上げます。

上程中の第12号議案は、「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」の規定により、特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、平成20年2月21日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告させていただきます。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第12号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

日程第2、第13号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、第 13 号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があることからお願いするものでございます。

具体的な改正内容は、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず第 5 条でございます。こちらの中に地方公務員の育児休業に関する法律、育児休業法の引用のところが出てまいります。現行のところで、この育児休業法の 9 条第 1 項が、前にもお話し申し上げましたけれども、この法律が改正になりまして短時間勤務職員制度が創設されました。その関係で、従来から規定しておりました育児時間、部分休業をとる条文が従来の 9 条から 19 条に変更になってございます。内容は大きな変更はないのですが、これに関するもとの法律がそういったことで 9 条から 19 条に変更になっておりますので、それを引用しておりますこの規則の条番号を変更するというものでございます。

それから、今回、さきに議決をいただきました幼稚園職員の給与条例を具体的に適用いたします附則のところでございます。この附則のところ、勤勉手当が 0.05 カ月アップになるわけでございますが、その支給について具体的な方法を記載しました附則のところを変更する必要があります。前回、この勤勉手当につきましては、一昨年 18 年に改正されてございます。そのときに具体的にこの附則の中で支給方法等について記載があったのですが、その支給方法については特に変更はございませんので、18 年の例をそのまま今回も当てはめるということで、「18 年」というところを「20 年」というふうに変えまして、今回、この改正に伴う具体的な支給等を行うということになるわけでございます。

それから、この附則のところでもう一つアンダーラインが引いてございます。勤勉手当に関する第 5 条第 2 項第 7 号というところが、改正のところ、第 5 条第 2 項第 8 号というふうに番号がずれてございます。これは前に議決いただきました組合休暇と言われるもの、それを前に創設いたしまして、その関係で条番号が変更になっておりますので、今回それも改正させていただくというものでございます。

施行については 3 月 1 日からということになります。ただ、先ほど申しました第 5 条の関係につきましては、引用の条番号が変わるだけでございますので、こちらのほうにつきましては公布の日からということにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

高木委員

素朴な質問が一つと、あと、内容について基本的な質問が一つあります。

まず、「公布の日」とあるのですが、これはいつになる予定ですか。

あと、新旧対照表のところ、「18年」を「20年」に変更するというご説明ですが、ということは、「平成18年3月及び6月に支給する勤勉手当に関する特例」という部分が、もとの部分がなくなってしまうという理解なのでしょうか。通常、附則は積み重ねていつてやっていくので、この条文の後に新しいのがつくのかなと思ったのですけれども。

教育経営担当課長

まず、公布の日でございますが、これは、この当委員会におきまして議決をいただきましたら直ちに公布の手続に入ります。

それから次に、附則のところでございますけれども、確かに附則の性質は、今委員のほうからお話ございましたけれども、附則につきましては先ほどもちょっとご説明いたしました。勤勉手当は本来6月と12月の年2回の支給になってございます。ただ、19年度におけます改正につきましては、年度末に精算といいますか、それをする必要がございますので、3月期に勤勉手当0.05カ月を新たに特例的に支給をする。したがって、その分について具体的な支給の方法をこの附則の中で記してあるわけでございますが、それが前回、一昨年にも同じような形で勤勉手当の改正を行ってございます。それと同じ手法で今回も行うということで、そのままそれを生かす形で、18年に適用するというものを20年という形に変更すれば、それがそのまま生きるということになります。

高木委員

その場合、18年度の改正のときにも、附則でこの規則は何月から施行するという規定はつけたと思うのですが、それはそのまま残るのですか。

教育経営担当課長

はい。ただ、今回さらに附則で、今回のこの改正については、20年3月1日からということになりますので、ともかく改正については、20年3月1日ということで矛盾は生じません。

附則は、基本的には、先ほど言いましたとおり、累積されていきますけれども、最終的な施行は、今回のこの20年3月1日ですので、今回の改正も含めて、適用は3月1日から、改正された日にちからなるというふうになります。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、採決に移りますが、念のために申し上げます。

上程中の第13号議案につきましても、特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、平成20年2月21日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告させていただきます。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第13号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いい

たします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第2回臨時会を閉じます。

午前10時16分閉会